

第2回市民活動団体部会	
開催日時	令和6年10月18日(金) 10:00~11:00
開催場所	大和高田市市民交流センター 2階 交流スペース
	1. 開会 2. 8月19日の市民協働推進会議の報告 3. 欠席団体の意見 4. 台帳の管理について ・交流スペースの利用に関する新ルールについて 5. 交流センターからのお知らせ ・会議の報告やお知らせの方法について 6. 閉会
参加団体	14団体

まち振興課(市民交流センター) 職員: 芳村課長 山口課長補佐 石井主事 石戸主事 阪口主事 前田

1. 開会

正会員の参加団体8団体、委任状10団体で会議は成立した。

2. 8月19日の市民協働推進会議の報告

交流センターの現状が説明された。平成28年4月にオープンして今年で9年目になる。交流センターが市災害対策本部の第二災害対策室の設置場所になっていることや災害対策機能等についての説明、令和5年度の市民協働に関する実施の事業報告があった。

続いて、市財政の状況説明の後、交流センターの経費が高騰していることや施設に係る経費削減が急務であるということで4つの課題について説明された。

①休館日の追加について

現在、交流センターの休館日は毎月第1・第3月曜日となっていて、その日が祝日にあたる場合は翌日が休館日になっている。3階にある奈良県の施設は土日祝日が休みとなっているので、全ての事務所が休みになる完全休館日は12月30日から1月3日の5日間のみである。

年々修繕箇所が増えて、特に冷暖房設備やガスの修理や点検で機械を完全に停止したり、停電状態にして行わなければならない工事が増えてきているので、完全休館日を追加したい。

職員のローテーション勤務も減らせて、人件費の削減も見込める。

②多目的室、会議室の利用時間及び利用区分の変更について

利用区分の夜間の利用が少ないため夜間区分の廃止を検討している。また、交流スペースの一部有料利用の区分を廃止したい。

③施設使用料について

令和元年10月に消費税率が10パーセントに引き上げられた際に消費税率分の10円~90円を上げたのみで開館当初から使用料は変更していないため、適正な価格に改めたい。

また、稼働率を上げるために、現在、「市内に住所を有する個人又は団体」及び「市民活動団体」のみが利用可能となっているが、市外の方にも貸し出せるようにしたい。

④施設管理費の中の総合管理業務委託料の内容の見直しについて
内容を見直すことで経費削減につなげたい。

市民協働推進会議の質疑の中で、「休館日の追加に関しては、利用状況を精査して候補日を検討したい」

「若い世代は夜間の方が使いやすいのではないか。また、広報の仕方を工夫すれば利用する方もいるのではないか」という質問に対して、「利用の少ない夜間を閉める案は人件費や光熱費等の削減のためでもあるが、そういった意見があるなら検討したい」

「利用料金を適正な料金にしたいというのは値上げしたいということか」という質問に対して、「近隣の類似施設の料金を示して議論していただきたい」とのやり取りがあった。
次回市民協働推進会議は2月17日開催予定。

3. 欠席団体の意見

①水玉ダンサーズさんより多目的室の電話での申し込みができるように希望します。

参加者意見：窓口に足を運ばずにウェブなどで申込みや料金の振込みをできるようにしてほしい。

事務局回答：多目的室は申請後に支払いをしてもらう貸館なので電話での受付は難しい。

ウェブでの申し込みに関しては、ウェブと窓口での申し込みの併用や回数制限の問題点もあるので、今すぐには難しい。今後、検討していきたい。

②女声コーラスアンダンテさんより交流スペースの使用回数について、月2回にしてはどうか。駐車料金を安くしてほしい。

事務局回答：当初、2回であったのが3回にして欲しいという要望があり、3回になったという経緯がある。

参加者意見：空いている時間帯もあるのでうまく利用してはどうか。

参加者意見：駐車料金に関しては安いのがよいが、安くすると交流センターの利用者以外が駐車するので止められなくなる。近隣の安い駐車場に止めるとか、乗り合わせてもらうとか工夫してもらえれば良いのではないか。

●交流スペースの使用回数については、3回のままで良いという意見が多数であった。

●駐車料金は変更の予定はない。

4. 台帳の管理について

代表意見：台帳の運用や毎月の抽選については事務局にお願いしたい。

事務局回答：部会の決定であれば、引き続き事務局が台帳を管理する。

新ルールについて

前回の部会で、交流スペースについて、利用日の1カ月前以降なら回数制限なしが新ルールとなった。

・利用状況は、10月1日現在で利用時間の変更もあわせると、8件利用があった。内、4回目以上の利用は1件あった。

●このルールはこれからも続けていく。

事務局より：現行のルールでは交流スペースの台帳に後から記入する団体は先に台帳に記入している団体へ連絡をすることになっている。このルールはどうしていくか。

参加者意見：オープンなスペースなので譲り合って気持ちよく使うためにも連絡はしたほうがよい。

●今後も、後から記入する団体は先に記入している団体に連絡をする。団体の連絡先は、団体紹介ファイルで確認可能。

事務局より：多目的室についても利用日の1カ月前以降なら回数制限なしにしてはどうか。

●多目的室の利用申請は利用日の1カ月前なら回数制限なしにする。

利用日の7日前までに申請すること。11/1の申請より開始する。

※多目的室は申請した時点で使用料金が発生する。利用日の6日前以降の取り下げは使用料の還付はないので注意。

5. 交流センターからのお知らせ

- ・会議の報告は交流センターホームページや館内に掲示、希望者のみ紙媒体を窓口で渡す。イベントの開催や交流センターからのお知らせもホームページや大和高田市のライン（利用者設定で「コスモスプラザ」を選択することにより、交流センターからの個別の通知を受け取ることができる）でのお知らせとしたい。今回の報告をホームページに載せるので確認してほしい。（別紙）
- ・交流センターではSNSでの発信を積極的にしていきたい。交流センターでの活動団体の日々の活動などを発信していきたい。広報誌の掲載申込書を提出した場合、広報誌のスペースがなければ掲載はできないこともあるが、SNSには投稿したい。現在準備中なので、準備ができたからお知らせする。

6. 閉会

今回は、2月に開催予定。案内は12月下旬～1月上旬頃に送付予定。

以上

令和6年10月18日（金）

第2回市民活動団体部会

決定事項・お知らせ事項

- 多目的室の電話での申し込みはできない。ウェブなどでの申し込みは、今後検討していく。
- 交流スペースの使用回数については、3回のままで良いという意見が多数であったので、いままで通りとする。
- 交流スペースの台帳は、いままでどおり事務局が管理し、利用抽選も事務局で行う。
- 交流スペースの新ルールはこれからも続けていく。
- 交流スペースの台帳について、時間が重なる場合、後から記入する団体は先に記入している団体に必ず連絡をする。
- 多目的室の利用申請は利用日の1カ月前なら回数制限なしにする。
11月1日（金）の申請より開始する。
※利用日の7日前までに申請すること。許可が出た後、使用日の前日までに利用料を支払う。
※申請をした時点で、使用料金は発生する。利用日の6日前を過ぎると、利用料の還付はないので注意。
- 次回会議の報告より、交流センターホームページ、センター内掲示、希望者のみ紙媒体を窓口で渡す、という方法にする。
- 交流センターではSNSで積極的に発信していきたい。準備ができればお知らせする。
- 次回会議は2月初旬予定
「休館日の追加及び利用料金等の改正」について話し合う予定。

以上